

発表項目 (行事名)	留萌振興局海外悪性伝染病警戒本部幹事会の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>留萌振興局では、畜産業をはじめ関連産業や道民生活にも大きな影響を与える「海外悪性伝染病」の発生防止などの対策に万全を期すため、「留萌振興局海外悪性伝染病警戒本部」を設置しています。</p> <p>近年、周辺諸国においてアフリカ豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の海外悪性伝染病の発生が継続しているほか、国内においても昨シーズンは家きんにおける高病原性鳥インフルエンザが道内5事例を含む84事例と多発している状況である。</p> <p>そのような中、侵入原因の一つである渡り鳥が飛来する季節を迎えることから、改めて、発生予防の取組みなどについて情報共有し、危機意識を高めるため、「留萌振興局海外悪性伝染病警戒本部幹事会」を次のとおり開催します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>○日時 令和5年(2023年)10月31日(火) 13:30~14:30</p> <p>○場所 留萌合同庁舎2階 講堂</p> <p>○内容(予定)</p> <p>(1) 野鳥における高病原性鳥インフルエンザの検出を疑う事例について (2) 家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ対応について (3) その他</p>		
参考	「留萌振興局海外悪性伝染病警戒本部設置要領」を添付します。		

報道(取材)に当たってのお願い	積極的な報道をお願いいたします。		
他のクラブとの関係	同時配付	同時レク	(場所)

担当 (連絡先)	留萌振興局産業振興部農務課 (担当者: 農務課長 畠山・生産振興係長 岡本) TEL ダイヤルイン 0164-42-8479 (農務課長) - 8489 (生産振興係) 内線 2700 (農務課長)・2727 (生産振興係)		
-------------	--	--	--

留萌振興局海外悪性伝染病警戒本部設置要領

(平成31年 3月26日制定)
(最終改正 令和3年2月18日改正)

1 趣 旨

畜産業はもとより、道民の食に対する安全・安心や健康の確保に大きな影響を与える口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の海外悪性伝染病が中国・韓国等アジア近隣諸国で発生拡大していることから、留萌振興局内における家畜衛生と畜産物の安全確保等について万全を期するため「留萌振興局海外悪性伝染病警戒本部」（以下「警戒本部」という。）を設置して、連絡体制等を確立するとともに、道段階における北海道海外悪性伝染病警戒本部との密接な連携を図る。

2 組 織

- (1) 警戒本部の構成員は、別表1のとおりとする。
- (2) なお、警戒本部の事務を円滑に進めるため、警戒本部の下に幹事会を設置する。幹事会の構成員は、別表2のとおりとする。

3 会議の招集

- (1) 警戒本部及び幹事会は、本部長が招集する。
- (2) 本部長不在の場合は、副本部長が招集する。

4 附議事項

警戒本部に附議する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 管内における本病発生時の関係機関等の連絡体制に関する事
- (2) 家畜衛生に関する事
- (3) 道民及び発生農場関係者、防疫担当者の健康維持対策に関する事
- (4) 畜産物の安全確保及び関連対策に関する事
- (5) 畜産物の流通・消費及び関連対策に関する事
- (6) 情報の収集に関する事
- (7) 広報に関する事
- (8) その他の必要な事項

5 庶 務

警戒本部の庶務は、留萌振興局産業振興部農務課において処理する。

6 雑 則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 この要領は、平成31年3月26日から施行する。

附 則 この要領は、平成31年4月15日から施行する。

附 則 この要領は、令和3年2月18日から施行する。

別表 1

「留萌振興局海外悪性伝染病警戒本部」構成員

区 分	所 属	職 名
本 部 長	留萌振興局	副 局 長 (地域創生部・保健環境部・産業振興部担当)
副本部長	留萌振興局産業振興部	地域産業担当部長
構 成 員	留萌振興局地域創生部	部 長
	留萌振興局保健環境部	部 長
		くらし・子育て担当部長
	留萌振興局産業振興部	部 長
	留萌振興局森林室	室 長
	留萌振興局建設管理部	部 長
	留萌教育局	次 長
	留萌農業改良普及センター	所 長
	留萌家畜保健衛生所	所 長
	旭川方面留萌警察署	署 長
	旭川方面羽幌警察署	署 長
旭川方面天塩警察署	署 長	

別表 2

「留萌振興局海外悪性伝染病警戒本部幹事会」構成員

所 属	職 名
留萌振興局	総務課長
留萌振興局地域創生部	地域政策課長
留萌振興局保健環境部	健康推進課長
	生活衛生課長
	社会福祉課主幹兼 子ども子育て支援室長
	環境生活課長
留萌振興局産業振興部	商工労働観光課長
	林務課長
	水産課長
	農村振興課長
留萌振興局森林室	管理課長
留萌振興局建設管理部	維持管理課長
留萌教育局	教育支援課長
留萌農業改良普及センター	次 長
	南留萌支所長
留萌家畜保健衛生所	次 長
旭川方面留萌警察署	警備課長
旭川方面羽幌警察署	警備係長
旭川方面天塩警察署	警備係長
留萌振興局	副 局 長
	(地域創生部・保健環境部・産業振興部担当)
留萌振興局産業振興部	地域産業担当部長
	農務課長

オブザーバー

農林水産省 北海道農政事務所 旭川地域拠点	総括広域監視官 (安全管理)
国土交通省 北海道開発局 留萌開発建設部	防災対策官
陸上自衛隊 留萌駐屯地 第26普通科連隊	第2科長